

新宿区立柏木小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号 以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「新宿いじめ防止基本方針」をもとに、柏木小学校いじめ防止基本方針を策定する。

第1 いじめの防止のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 新宿区立柏木小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) 児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体で、いじめを生まない学校づくりを目指す。
- (2) 学校はあらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (3) 学校は、児童が主体となっていじめを生まない学校作りを進める意識を育むとともに、自治的・自立的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取り組みが実践できるよう指導・支援する。
- (4) いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、学校は、教職員一人ひとりの意識と指導力を高め、組織的に対応する。

また、いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

- (5) 学校は、教育相談や個別の面談、児童への定期的なアンケート調査の実施など、児童一人ひとりの実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できる体制を構築する。

第2 いじめ防止等の取り組み

1 「柏木小学校いじめ防止基本方針」の策定

「新宿区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取り組みについての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、法第22条の規定に基づいて、「学校いじめ対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの中核となる役割をもつ。重大事態の発生時においては、第三者の立場の者（学校評議委員や外部評価委員等）を加える。

いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめへの早期対応を迅速・適切に行うため、教育委員会、みどり会、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取り組みを行う。

3 段階に応じた具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

ア いじめに関する教員研修の実施

- ① 教職員に対する校内研修を年3回以上実施する。
- ② 全教職員が「いじめ」の定義をはじめとした法の趣旨やいじめ防止基本方針の内容を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを確認する。

イ 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。(学級経営の充実)

- ① 基礎基本の定着をはかり、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを行う。校内研究による授業改善を促進する。
- ② グループ活動など児童同士の関わり合い、認め合いを大切にしたり授業・活動を推進する。
- ③ 話し合い活動の充実をはかり、ソーシャルスキルトレーニングを通して、児童一人一人の居場所づくりをする。
- ④ 自分自身の振り返りや、将来の自分像、お互いを認め合う場の設定をする。

ウ 心の教育を重視した取り組み(人権教育・道徳教育の充実)

- ① 人権教育・道徳教育を充実させる。
- ② 福祉体験教室等の学習機会を設定する。
- ③ 読書活動を推進する。
- ④ 総合的な学習の時間と絡めて体験学習や地域の人材を活用する。

エ 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会の充実

- ① 自主・自発的な活動や異学年交流の充実を通しての絆づくりを行う。
- ② あいさつ運動の推進など児童一人ひとりに声かけをする児童会活動を充実させる。

オ いのちの大切さを学ぶ授業の実施計画(年に最低3回 全ての学級で実施)

- ① 道徳地区公開講座における出張授業等を実施する。
- ② 「命と心の授業」を実施する。
- ③ 「SOSの出し方に関する教育」を実施する。

カ メディアリテラシー教育の実施計画(携帯・タブレット・インターネット安全教室)

- ① 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- ② 柏木小SNSルールを周知し、児童、保護者への情報モラル教育の充実を図る。
- ③ フィルタリングの活用やインターネットやスマートフォン等を利用したいじめに関して保護者へ啓発運動を行う。

キ いじめ防止等の取り組みの評価と次年度に向けての改訂

- ① 年度末に学校の取り組み状況について自己評価、外部評価等を通して検証する。
- ② 次年度に向けて「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

(2) 早期発見の為の取り組み

ア 日頃の児童の観察 気になることを見聞きしたら「学校いじめ対策委員会」に報告する。

- ① 健康観察：一人一人の表情を確認しながら、呼名による朝の健康観察を徹底する。
- ② 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、他の児童の机との距離感等に留意する。
- ③ 休み時間：友人関係、「遊び」と称してのからかいの様子等を観察する。
- ④ 給食：他の児童の机との距離感、食欲がない、極端な盛りつけ等を観察する。

イ QUテストならびに「ふれあい月間」を通したアンケートの実施 (保存期間3年間 重大事態については5年間)

- ① QUテストを6月・11月・2月に実施し、いじめに係わる状況調査に反映させる。
- ② アンケート結果に応じた面談 (年3回以上) を実施する。
- ③ アンケート結果を学校全体で情報共有する。

ウ 教育相談日の実施

- ① 週に3回教育相談日を設ける。
- ② 保護者が相談を行いやすい体制づくりに努める。

エ 地域からの情報収集

- ① 学校評議委員連絡会
- ② スクールサポーターとの情報交換

(3) 早期対応のための取り組み

ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応

イ 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導

- ① 柏木小学校いじめ対策委員会で直ちに情報を共有化する。

- ② 事実確認を行い、関係児童とその保護者及び、学級集団へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
- ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

ウ 機動性・即時性をもった解決に向けた支援

- ① 柏木小学校いじめ対策委員会は児童及び保護者に対応した経過や進捗状況を教育委員会に報告するとともに、全ての教職員が確認できる方法で情報を保管する。
- ② 被害や加害の児童に対して専門的な支援や指導が必要な場合には「ケース会議」「学校サポートチーム」を開催し、対応策を協議する。

エ 地域や関係機関と連携した声かけ、見守り

- ・児童の登下校や地域での見守りを依頼する。